

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県鎌倉市	1	ロードプライシング	カメラ等の活用による域外からの流入車両の特定と料金徴収	車両の流入抑制による域内交通の最適化及び公共交通機関利用への転換	・道路は無料で一般交通の用に供されるのが原則とした「道路無料公開の原則」が存在し、これは、道路法25条の反対解釈により実定法的にも根拠づけられるものとされている。 ・また、道路法25条に規定する橋等の特殊施設の建設を目的とした利用者からの料金徴収については、濫用を避けるために適用範囲を限定したあくまで「例外」規定であるとされている。 ・本市が進めようとしているロードプライシングについては、域内の渋滞緩和を目的とし、一般道路を通行する車両から料金を徴すものであり、これは、道路法25条を根拠とした「道路無料公開の原則」に反するものであると考える。	道路法25条	道路法第25条「有料の橋又は渡船施設」の規定と同様に、「観光渋滞が著しい地域に車両で流入する場合、域内の道路について、各道路管理者は連携し渋滞対策のため有料にできる」旨を同法に規定する、又は、限定列挙を削除し「道路の機能を維持する等に必要場合は有料にできる」旨を規定する等、一般道路での課金を可能とするよう法改正を求める。	国土交通省	ご提案の地域における道路通行への課金については、道路法改正の提案は対応困難と考えられるが、ロードプライシングの実現には、道路法の枠組みである「無料公開原則」の特例として、課金の根拠となる新たな法的枠組みを含めた立法措置が必要と考えられ、国土交通省だけでなく、関係省庁も含めた検討が必要。
神奈川県鎌倉市	2	相乗りタクシー	AI等を活用したリアルタイムのマッチングにより、タクシー発車後に、既に乗車している乗客と同一方向への乗車を希望する乗客の相乗りを可能とするもの。	・交通不便地域に住む市民の足として、ラストワンマイル輸送の新たな解決手法の提供 ・一人当たりの支払額の減少に伴う、新規顧客層の開拓とタクシー稼働率の向上に寄与	・タクシーの運行にあたっては、道路運送法の規程により、1回の運送につき1つの運送契約の締結が必要となる。 ・この場合、タクシーが発車するまでに運送契約が締結される必要があるため、例えばAI等を活用したリアルタイムのマッチングにより、タクシー発車後に、既に乗車している乗客と同一方向への乗車を希望する乗客を相乗りさせることができず、タクシー事業者の機会損失の発生や乗客の利便性向上を妨げている。	道路運送法第3条第1項八	道路運送法第3条第1項八 【現行】一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約により口の国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業） 【緩和提案】一般乗用旅客自動車運送事業（一個又は複数個の契約により口の国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）	国土交通省	現行においても一般乗用旅客自動車運送事業者が道路運送法第4条の許可を受けることによって、乗合旅客の運送を行うことは可能であるほか、同法第21条第2号の許可を受けることによって、期間等を定めて試行的に乗合旅客の運送を行うことも可能であり、いずれも柔軟な運賃設定が可能となる。ご提案の件について、これらの制度の活用を検討される場合には、管轄の地方運輸局又は運輸支局にご相談いただきたい。
神奈川県鎌倉市	3	分散型サービス付き高齢者向け住宅の資格者常駐拠点	サービス付き高齢者向け住宅における資格者常駐拠点の距離制限の緩和と対面によらない状況把握を容認するもの。	・サービス付き高齢者向け住宅の資格者常駐拠点の距離要件の緩和により、資格者常駐拠点をハブとした空き家や既存住宅からサ高住への転用を促進（補助金活用が可能となる）し、高齢者の安定的な住まいの確保と新規事業者参入機会の創出に寄与 ・ICTを活用した高頻度の状態把握により、高齢者のQoLの向上にも寄与	令和元年11月1日付け老高発1101第1号・国住心第198号により、状況把握サービスの提供方法は、毎日1回以上、訪問等の資格者が能動的に入居者の状況を把握する方法とされており、また資格者が常駐する場所についても、サービス付き高齢者向け住宅の敷地から歩行距離で概ね500m以内に存する建物とされているため、資格者常駐拠点をハブとした空き家や既存住宅からサ高住への転用が困難な状況。	令和元年11月1日付け老高発1101第1号・国住心第198号	令和元年11月1日付け老高発1101第1号・国住心第198号 状況把握サービスについて、「対面」に加えて「ICT技術」の併用を認めることで、センサーやカメラ、モニター等による高頻度できめ細やかな高齢者の状況把握を可能とし、また資格者常駐拠点をサ高住の敷地から2～3km程度まで拡大する	国土交通省 厚生労働省	サービス付き高齢者向け住宅における状況把握サービスの提供方法については、「国土交通省・厚生労働省関係高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成27年3月31日 老高発0331第2号、国住心第227号）において、「各居住部分への訪問等その他適切な方法」として「居住部分内での入居者の動体を把握できる装置」などを例示しており、本提案内容のうち状況把握サービスに関する内容については、既存の枠組みの中で可能です。また、サービス提供者の常駐場所における「近接する土地」の範囲についても、同通知において、「歩行距離で概ね500m以内に存する建物とする」旨通知しているところですが、当該通知は、地方自治法に基づく技術的助言であり、状況把握サービスの提供方法及び近接する土地の具体的解釈は登録権者の判断に委ねられています。なお、都道府県が定める都道府県高齢者居住安定確保計画又は市町村が定める市町村高齢者居住安定確保計画において、サービス付き高齢者向け住宅の登録基準の一部を強化又は緩和することも可能です。このため、利用者が必要なサービスを適切に受けられることを前提として、本提案内容を各地方自治体の判断で認めることは既存の枠組みの中で可能です。
神奈川県鎌倉市	4	個別機能訓練加算の評価	介護報酬に係る個別機能訓練加算の評価について、ICT（アプリ）による代替措置により、3か月に一度以上の評価基準を緩和しようとするもの。	・介護現場における身体機能測定の数削減による人材不足の解消に寄与 ・ICTを活用することで科学的エビデンスに基づいた介護の実施による利用者のQOLの向上に寄与	・令和3年3月16日付け老認発0316第3号・老老発0316第2号において、個別機能訓練実施後の対応として、訓練開始後、訓練項目や実施時間の適切さや訓練の効果について3か月に一度以上評価をする必要がある。 ・この評価における身体機能測定については、測定項目が多く、測定スタッフの作業負担・対象者の身体的負担がある。	令和3年3月16日付け老認発0316第3号・老老発0316第2号	3か月に一度以上の頻度を6か月に一度以上に緩和する、もしくは廃止する。	厚生労働省	個別機能訓練加算は、個別機能訓練計画に基づき計画的に機能訓練を行うことで、利用者の生活機能の維持・向上を図り、住み慣れた地域で居宅において可能な限り自立して暮らしていることを目指すため設けられたものであり、訓練実施後の対応として個別機能訓練の効果等の評価等を行うこととしています。ご要望事項に、「ICT（アプリ）による代替措置により、3か月に一度以上の評価基準を緩和しようとするもの。」とありますが、アプリの具体的な機能や、利用者等の個別状況をどのように判断・判定するのかなど、その活用により利用者の訓練の質がどのように担保されるのか具体的にご教示下さい。
神奈川県鎌倉市	5	多様な働き方（ワークेशन・テレワーク）の推進	テレワーク・ワークेशनの促進に向け、時間単位の年休の取得日数制限（年5日以内）を緩和しようとするもの。	・時間にとらわれない働き方が可能となり、ライフスタイルの転換や女性、高齢者等の社会参加の促進に寄与 ・デジタル技術やコワーキングスペースの整備を誘発し、鎌倉市民のみならず、東京等からの若年層を誘致。	労働基準法第39条第4項第2号の規定により、時間単位の年休の取得日数は、年5日以内と制限されている。	労働基準法第39条第4項第2号	年5日以内の日数制限の緩和。	厚生労働省	時間単位年休については、まとまった日数の休暇を取得するという年次有給休暇制度本来の趣旨を踏まえつつ、仕事と生活の調和を図る観点から、年次有給休暇を有効に活用できるようにすることを目的として導入されたものであるが、「規制改革実施計画（令和元年6月21日閣議決定）」において、「取得日数など利用の実態を調査する等の現状把握を行った上で、年休の時間単位取得の有効な活用の在り方について検討する」とこととされており、まとまった日数の休暇を取得するという年次有給休暇制度本来の趣旨を踏まえつつ、今後、有効な活用の在り方について検討を行う。なお、その場合であっても、労働基準関係法令は、企業の公正な競争の確保の観点からも全国一律のルールとすることが必要であると考えられる。

提案主体名	提案番号	①提案名	②具体的な事業の実施内容	③「②」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果	④「②」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容	⑤「④」の規制等の根拠法令等	⑥「④」及び「⑤」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容	制度の所管・関係全庁	各府省庁からの検討要請に対する回答
神奈川県鎌倉市	6	健康増進法に基づく検診等の自己負担金算出の際の税情報の活用	健康増進法に基づく検診等の受診券を発送する際に、予め対象者の税情報を参照し、非課税者に無料の受診券を発送しようとするもの。	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者の手続き負担の減少と、受診率の向上に寄与 ・行政事務の負担減少と効率化に寄与 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険法82条に基づく特定検診においては、国民健康保険法第113条の2の規定により、予め対象者の税情報を参照した自己負担金を明記した受診券を送付している。 ・一方で、健康増進法第19条の2に基づく検診等においては、国民健康保険法第113条の2と同様の規定が同法内に規定されていないことから、本人の同意なく税情報を参照することは、地方税法第22条の規定に抵触するおそれがあり、予め対象者の税情報を参照した自己負担金を算出することができない。 ・そのため、健康増進法に基づく検診等の受診券は、一度対象者全員に発送したうえで、非課税者からは、再度申し出てもらうことで、初めて減免が受けられることから、対象者の手続き負担の増加と煩雑さにより受診率の減少を招いている。 	健康増進法	健康増進法に、国民健康保険法第113条の2に相当する規定を設ける。	厚生労働省 総務省	<p>特定健診を行う際に対象者の税情報を取得することは、国民健康保険法第113条の2に規定する「被保険者の資格、保険給付及び保険料に関し必要があると認めるとき」に当たらないため、当該規定に基づき対象者の税情報を取得することはできない。</p> <p>このため、対象者の申請手続の負担軽減のため、健康増進法第19条の2に基づく検診や特定健診等の検診・健診を実施する際に税情報を活用する場合は、貴市の個人情報保護条例等の個人情報保護に係る関係法令等に則り、利用目的を明示する等の対応を行う必要があると考えている。</p>
神奈川県鎌倉市	7	純木造でつくる低炭素なまちづくり	耐火要求によらない中層木造建築を可能とし、鎌倉独自の環境にやさしい、純木造のまちを実現	<p>燃えしろ設計や耐火被覆による耐火設計によらず、調達しやすい断面の木構造部材で計画可能な建築とすることができ、木造建築の建設を容易にするともに、木構造部材を仕上として容易に用いることが可能となり、木の温かみを感じる空間の創出と、その普及に寄与させる。木材利用の促進による、林業・木材産業の活性化、森林の適正な整備・保全の推進、木材自給率の向上、温暖化防止、地球環境の保全などの効果が期待できる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模建築物の主要構造部は、通常火災終了時間が経過するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。 ・特殊建築物は、その主要構造部を当該特殊建築物に存する者の全てが当該特殊建築物から地上までの避難を終了するまでの間通常の火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために主要構造部に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとし、かつ、その外壁の開口部であつて建築物の他の部分から当該開口部へ延焼するおそれがあるものとして政令で定めるものに、防火戸その他の政令で定める防火設備を設けなければならない。 ・防火地域又は準防火地域内にある建築物は、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に防火戸その他の政令で定める防火設備を設け、かつ、壁、柱、床その他の建築物の部分及び当該防火設備を通常の火災による周囲への延焼を防止するためにこれらに必要とされる性能に関して防火地域及び準防火地域の別並びに建築物の規模に応じて政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものとしなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築基準法第21条・施行令第109条の6・告示193号 ・建築基準法第27条・施行令第110条 ・建築基準法第61条・施行令第136条の2 	建築基準法第21条・27条の内容（告示の内容を含め）を遵守し、さらに避難時間を短縮するためのデッキの設置や隣棟間隔の十分な確保、水路の設置（消防水利）などを行うことで、告示193号の75分間準耐火構造等の規制を緩和し、耐火要求によらない中層木造建築を可能とする。	国土交通省	<p>建築基準法第21条第1項について、現行法令においても、同項ただし書及び同法施行令第109条の6に基づき、建築物の周囲に延焼防止上有効な空地として建築物の各部分の高さに相当する距離以上の空地を有する場合にあっては、同項を適用除外としております。</p> <p>また、現行法令では、法第27条、第61条の各規定に適合する建築物とするためには、告示で示す仕様を採用する以外に、法第27条が目的とする避難安全性の確保や法第61条が目的とする延焼防止性の確保等に係る基準を満たすものとして個別に大臣認定を受けることも可能となっております。それ以外の場合にも、これら各規定に適合するものと同等以上の効力があると国土交通大臣が認める場合は、法第38条、第66条に基づき、各規定の適用を受けずに特殊な構造方法又は建築材料を活用することができます。</p>